

議案第36号

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市建築等関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第73号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務の種類	手数料の額	事務の種類	手数料の額
1～20 [略]		1～20 [略]	
21 [略]		21 [略]	
<b>21の2 法第52条第6項第3号の規定による建築物の容積率に関する認定の申請に対する審査</b>	1件につき 27,000円		
22～25 [略]		22～25 [略]	
26 <u>法第55条第3項又は第4項各号の規定による建築物の高さの許可の申請に対する審査</u>	[略]	26 <u>法第55条第3項各号の規定による建築物の高さの許可の申請に対する審査</u>	[略]
27～30 [略]		27～30 [略]	
30の2 [略]		30の2 [略]	
<b>30の3 法第58条第2項の規定による高度地区における建築物の高さの許可の申請に対する審査</b>	1件につき 160,000円		
31～41 [略]		31～41 [略]	
42 法第85条第6項の規定による仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	[略]	42 法第85条第5項の規定による仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	[略]

4 2 の 2 法第 8 5 条第 7 項の規定による国際的な規模の会議等の用に供する特別の必要がある仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	[略]	4 2 の 2 法第 8 5 条第 6 項の規定による国際的な規模の会議等の用に供する特別の必要がある仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	[略]
4 3 ～ 5 1 の 4 [略]		4 3 ～ 5 1 の 4 [略]	
5 1 の 5 法第 8 7 条の 3 第 6 項の規定による建築物の用途を変更して興行場等とする建築物の使用の許可の申請に対する審査	[略]	5 1 の 5 法第 8 7 条の 3 第 5 項の規定による建築物の用途を変更して興行場等とする建築物の使用の許可の申請に対する審査	[略]
5 1 の 6 法第 8 7 条の 3 第 7 項の規定による建築物の用途を変更して特別興行場等とする建築物の使用の許可の申請に対する審査	[略]	5 1 の 6 法第 8 7 条の 3 第 6 項の規定による建築物の用途を変更して特別興行場等とする建築物の使用の許可の申請に対する審査	[略]
5 1 の 7 ～ 8 0 [略]		5 1 の 7 ～ 8 0 [略]	
備考 [略]		備考 [略]	

## 附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 4 2 項、第 4 2 項の 2、第 5 1 項の 5 及び第 5 1 項の 6 の改正は、公布の日から施行する。